

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 12 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700177 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700106 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者の G 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 20 日から昭和 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年から昭和 38 年まで
③ 昭和 38 年
④ 昭和 41 年から昭和 42 年まで
⑤ 昭和 42 年から昭和 43 年まで
⑥ 昭和 43 年

私は、請求期間①については A 社、請求期間②については C 社、請求期間③については D 社、請求期間④については E 社、請求期間⑤については F 社、請求期間⑥については G 社に勤務していたが、請求期間①から⑥までの厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間①から⑥までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、自身の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月

日は昭和36年8月20日となっているが、同事業所においては昭和37年11月末日まで勤務していたので、同被保険者資格の喪失年月日は、同年12月1日になるはずであると主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる事業主及び2名の工場長は、連絡先が不明であるか又は亡くなっており、照会することができない上、B社は、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料については保管していないと回答している。

また、請求者は、A社の同僚の氏名を記憶していない上、請求期間①の全部又は一部の期間において、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者のことを知っている者はおらず、請求者の請求期間①における同事業所での勤務実態について回答を得られなかった。

2 請求期間②について、請求者は、C社に勤務していたと主張している。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、C社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、請求者がC社の所在地であったとしている地域を管轄する法務局は、同事業所に該当する法人は見当たらないと回答している。

さらに、請求者は、C社の事業主及び同僚の氏名を記憶していない。

3 請求期間③について、請求者は、D社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、平成16年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる2名の事業主は、連絡先が不明であるか又は亡くなっており、照会することができない。

また、商業登記簿謄本により確認できるD社の元取締役であり、かつ、同事業所の本店移転後の事業所における元代表取締役は、会社は既に廃業しているため請求者の勤務実態等について確認することはできない旨を回答している。

さらに、商業登記簿謄本によると、D社は、平成29年7月27日に裁判所の破算手続が終了していることが確認できる上、当該商業登記簿謄本により確認できる同事業所の破産管財人は、請求期間③当時の資料は保管していないと回答している。

加えて、請求者は、D社の同僚の氏名を記憶していない上、請求期間③及びその前後の期間において、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者のことを知っている者はおらず、請求者の請求期間③における同事業所での勤務実態について回答を得られなかった。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間③において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険証の整理番号に欠番はない。

4 請求期間④について、請求者は、E社に勤務していたと主張している。

しかしながら、公共職業安定所は、請求者の請求期間④に係る雇用保険の被保険者記録はないと回答している。

また、オンライン記録によると、E社は、昭和47年3月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる事業主は、連絡先が不明であり、照会することができない。

さらに、請求者は、E社の同僚の氏名を記憶していない上、請求期間④において、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者のことを知っている者はおらず、請求者の請求期間④における同事業所での勤務実態について回答を得られなかった。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、H市I区に所在したJ社の中に所在し、同社の下請会社であったF社に勤務していたと主張している。

しかしながら、公共職業安定所は、請求者の請求期間⑤に係る雇用保険の被保険者記録はないと回答している。

また、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、F社又は当該事業所名に類似する複数の厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、請求者は、F社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、請求対象事業所を特定することができない。

さらに、J社の継承事業所であるK社に照会したところ、同社は、L県H市に所在したJ社の下請会社として、F社が存在したか否かは不明と回答している。

- 6 請求期間⑥について、請求者は、H市I区に所在したJ社の中に所在し、同社の下請会社であったG社に勤務していたと主張している。

しかしながら、公共職業安定所は、請求者の請求期間⑥に係る雇用保険の被保険者記録はないと回答している。

また、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、G社又は当該事業所名に類似する複数の厚生年金保険の適用事業所が確認できるが、請求者は、G社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、請求対象事業所を特定することができない。

さらに、J社の継承事業所であるK社に照会したところ、同社は、L県H市に所在したJ社の下請会社に、G社が存在したか否かは不明と回答している。

- 7 このほか、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の請求期間①から⑥までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。